

東大阪市教育委員会令和2年3月定例会

1 日 時 令和2年3月18日(水)

開会 午後2時05分

閉会 午後3時25分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理人	堤 晶 子
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄

(出席補助説明員)

教育センター次長	堀 信 也
----------	-------

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和2年3月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は秦委員にお願いいたします。なお、村上委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告致します。

それでは、議事を進めてまいります。本日の会議でございますが、日程第1「議案第10号 第2期東大阪市教育施策アクションプラン策定の件」から日程第11「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。それでは、ここでお諮りいたします。日程第4「議案第13号 市立幼稚園及び高等学校教職員（管理職）退職の件」、日程第5「議案第14号 市立幼稚園及び高等学校教職員（管理職）異動の件」及び日程第11「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」のうち「臨時代理第4号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申（追加）の件」の3案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、あらかじめ非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第10号 第2期東大阪市教育施策アクションプラン策定の件」につきましては、令和元年11月に「東大阪市教育行政に関する大綱」が策定をされたのを受け、大綱に掲げられた重点的な取組みに基づき、令和2年度から令和5年度にむけての施策の方向性や各事業の目標・スケジュールを定める「第2期東大阪市教育施策アクションプラン」を策定するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第11号 令和2年度中学生チャレンジテストへの参加の件」につきましては、大阪府教育庁より令和2年度大阪府中学生チャレンジテストへの参加意向調査があったので、参加の決定を行なうものでございます。

続きまして日程第3「議案第12号 東大阪市立学校施設長寿命化計画策定の件」につきましては、東大阪市立学校の施設について、学校施設を安全にできるだけ長く活用し、ライフサイクルコストの縮減と支出の平準化を図るため、東大阪市立学校施設長寿命化計画を策定するものでございます。

続きまして日程第6「議案第15号 東大阪市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、令和2年度教育委員会組織機構改正及び事務の整理に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第7「議案第16号 令和2年度組織機構改正に伴う関係規則の整理に関する規則制定の件」につきましては、令和2年度教育委員会組織機構改正に伴い、関係規則について一部改正及び廃止を定める規則を制定するものでございます。

続きまして日程第8「議案第17号 東大阪市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、学校事務支援センター設置等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第9「議案第18号 東大阪市立青少年運動広場条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、青少年運動広場の使用に関し、東大阪市立青少年運動広場条例の一部が改正されたことに伴い、同条例施行規則について所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第10「議案第19号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書決定の件」につきましては、平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成するものでございます。

続きまして、日程第11「報告第2号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

まず、臨時代理第3号「令和2年第1回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和2年第1回定例会提出議案につきまして、2月21日付で、これを了承したものの報告でございます。なお、教育委員会に関係する議案の内容でございますが、資料1ページからの「市長の専決処分報告の件」につきましては、本市が損害を賠償すべき事項に関する専決処分事項について専決処分したものの報告でございます。続きまして資料4ページからの「東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件」につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、教育長、教育委員も含む市長等の市に対する損害賠償責任について、条例で定める額を超える部分を免れさせる旨を定めるにあたり、条例を制定するものでございます。続きまして資料7ページからの「職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、非常勤の職員の報酬その他の勤務条件に関する規定について整備を図る必要があるため、所要の改正を行うものでございます。続きまして資料20ページからの「ラグビーのまち東大阪基金条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、東大阪市公金の管理・運用方法の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。続きまして資料38ページからの「東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、国が定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。続きまして資料41ページからの「令和元年度東大阪市一般会計補正予算（第8回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億1,702万5千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,099億2,480万2千円としたものでございます。うち教育費といたしましては、GIGAスクール構想推進事業、小学校建設事業な

どを追加するとともに、職員給与関係経費などを減額し、差し引き11億9,505万6千円増額いたしました。これにより、補正後の教育費は151億168万3千円となります。

続きまして60ページからの「令和2年度東大阪市一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算額をそれぞれ2,033億9,686万5千円とするものでございます。うち教育費といたしましては、学校園経費といたしまして小・中学校の校舎整備など施設整備費のほか、小・中学校・義務教育学校・高等学校及び幼稚園管理運営費などあわせまして93億1,774万3千円を計上いたしますとともに、社会教育費では青少年対策費、公民館費、図書館費など30億8,588万円を計上し、保健体育費では施設管理運営経費など3億9,741万4千円計上し、教育総務費とあわせまして教育費として総額168億8,733万2千円を計上しております。続きまして資料129ページからの「令和2年度東大阪市奨学事業特別会計予算」につきましては、奨学資金貸付金、基金積立金及び事務費を合わせまして歳出総額3,845万4千円を計上し、その財源といたしまして貸付金返還金3,840万1千円を計上しております。続きまして臨時代理第5号「東大阪市長立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を廃止する規則制定の件」につきましては、当初3月7日に開館を予定していた永和図書館について、永和図書館の開館日が延期となったため、同条例の施行期日を定める規則を廃止したものの報告でございます。続きまして臨時代理第6号「令和2年第1回定例会追加提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和2年第1回定例会追加提出議案について、これを了承したものの報告でございます。案件につきましては、教育に係る案件のみでありました。「東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、国の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員となるための研修を実施できるものとして都道府県知事又は指定都市の長に中核市の長が加わったことから、本市における当該基準を定める条例も同様の改正をするものでございます。以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定を賜われますようお願いいたします。

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第10号」から日程第11「報告第2号」までのうち、日程第4「議案第13号」、日程第5「議案第14号」及び日程第11「報告第2号中 臨時代理第4号」の3案件を除く案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(堤教育長職務代理者)

議案第10号の第2期アクションプランについて、第1期と違う点についてご説明いただけますでしょうか。

(笠松教育政策室次長)

基本的に教育アクションプランにつきましては、大綱に基づいた実施計画という位置づけをもっているものでございます。大綱に関しましては、11月に見直しがございます。

基本方針“目指すべき教育の在り方”についてはそのまま、5つの重点事項について、国の第3次教育基本計画を元に改訂されました。それに伴い、重点事項にかかる各種事業に関しましては、すべて見直しをしまして、この大綱の重点的な施策に基づく事業へと変更しております。

(堤教育長職務代理者)

特に点検評価で指摘があったところについて、見直しをされた部分をご説明いただけますか。

(笠松教育政策室次長)

キャリア教育推進事業につきましては、これまでのワークキャリアに加えてライフキャリアという2つのキャリアを盛り込んでいるところ、また、今回から国の方針でG I G Aスクール構想いわゆるI C T環境整備につきましては、令和2年度以降、重点的に取り組んでいく施策ということを中心に記載しております。

(堤教育長職務代理者)

議案第12号について、どのような計画なのかはわかるのですが、どのようなことを目指して目標をたてて実行していくのかがわかりません。どのようなことを目指すかは教育の在り方を考えることだと思います。今後、学校の統合の必要性ということもありますし、コミュニティスクールで、地域に基づいた学校として、実行していくにあたりこの計画があるべきだと思いますが、そこについての記載がありません。そして、全国的に学校を新しく建てるのではなく、今までの資財をいかしていくようにという大きな方針が出ている中で、東大阪市としては学校施設の長寿命化をどのようにしていく方針なのかということがわからないので、説明していただけないでしょうか。

(北林教育総務部長)

数値的な目標になりますと、配付しております計画のP13(1)に建物を80年以上もたせたいというのが、数値的な目標としてあります。また、ライフサイクルコストの縮減と支出の減額を図るとというのがもう一つの目標でございますが、参考としてつけてる実施計画のP3、4で長寿命化といわれている中で、5年で48億円程度の予算を平準化して使用していくことを財政当局と調整しているところです。一方で、コミュニティスクールや統廃合の問題もありますけれど、長寿命化計画を立てるのは文科省からの要請であり、令和2年度までにこの計画を作らないと、この後の改修工事の補助金がでない可能性がありますので、我々としてはコミュニティスクールとか統廃合の具体的な計画について記載はございませんが、一旦この計画を作る必要があるということでございます。

(堤教育長職務代理者)

なんの目標もないのに、補助金をとって建物を長寿命化するためだけに予算を使うということですか。

(北林教育総務部長)

今は、学校施設の長寿命化が目的でございますが、これまで東大阪市として学校施設に大きなお金をかけてこなかったゆえに、この1、2年は本会議でも指摘を受けております。建築基準法上の定期点検や消防の立ち入り検査結果が悪いという指摘を直すということが最低限ございますので、それに対応する予算を確保するために必要な計画でございます。

(堤教育長職務代理者)

では、そこに教育やまちづくり、SDGs等についての取り組み等はいっさい何もでてこない、安心安全が求められているから、とりあえず全てだめなところに手を付けるということになるのですね。東大阪市の長寿命化という話はそれだけに終わらせて、やっていくというのが事務局の方針ということですか。

(北林教育総務部長)

事務局の方針と申しますか、教育施設の老朽化については市全体の課題ということで、市長も認識している中で予算の裏付けをお願いしたのでございます。委員のおっしゃるコミュニティスクールや統廃合等の計画がこの後でてくるということであれば、長寿命化計画についてはこの計画をベースに見直しを図っていくということで、市長部局と調整しながら予算の裏付けをとっているという状況でございます。

(堤教育長職務代理者)

議論の論点がずれていますが、もしそのように決めないといけないということになれば、目標を決めずに、単なる長寿命化だけをやるということになります。それが東大阪市教育委員会事務局の方針ですかとお尋ねしています。

(北林教育総務部長)

教育委員会事務局の方針ではなく、市全体の方針です。

(堤教育長職務代理者)

そういう計画を、こういう目標を持ってやっていきますというのは、市全体の方針としてではなく、まず教育委員会事務局と教育委員会議で決定をしてから、市の方で長寿命化の予算の裏付けをとっていくのではないのでしょうか。当然のことながら、そういう進め方になるのではないのですか。そのようなプロセスを経ていないので、教育委員会事務局として目標を持たずに計画をして、それが市全体のものになるということで間違いなければ、これで議論を終わっていただいて結構です。

(北林教育総務部長)

教育総務部で教育施設のハード部分を所管しておりますが、3年に1回の建築基準法上に基づく点検や消防法に基づく点検もございます。そういう指摘については、直していく必要がある。お金があるのであれば、国等の財源をとっていきたい。そのためには、この計画がいるということで、我々としてはマイナスの部分の最低ゼロにしていくためにこの

計画があると認識しておりますので、そのことを説明していく中で予算の裏づけをとって、この計画を進めていきたいということを踏っているということでございます。

(堤教育長職務代理者)

言っていることがわからないと言っているわけではありません。当然のこととしてすべきことはするというのは、どなたに聞いていただいてもどなたが考えても正しいことだと思います。ただ、そういうことをする中で教育委員会として目標をたてて、やっていく姿勢があるのかと聞いています。同じ長寿命化をするのであれば、そういう観点から計画しなければいけないのではないですかと先月提案したはずですが、それがいっさい反映していないということですね。

(土屋教育長)

私の方から堤委員の質問に対してお話をさせていただきたいと思いますが、学校施設の在り方と学校統廃合は関連する問題でありまして、その点で長寿命化という学校校舎の今後の在り方と統廃合について、この計画の中で一定の関連づけがされているのかと発言されたものだと考えております。当然、教育委員会としましても、堤委員がおっしゃるように関連する問題であるという理解をしております。一方、統廃合につきましては、ご承知のように平成20年に学校統廃合の基本方針を定めまして、平成29年4月1日に布施小学校の発足ということで、具体的な計画に基づく統廃合は一旦終了しております。このうち統廃合については、検討していく必要がありますし、児童生徒数が減少しておりますので、我々としても取り組んでいく必要があると考えております。小中一貫教育を全中学校区で実施していく中で、これまでは小中中の統合でありましたが、施設一体型義務教育学校などの異なる校種間での統合のようなものも東大阪市の大きな教育方針の中では検討すべきでありますし、このことについては様々な要素を踏まえながら検討する必要があると考えております。ただ長寿命化計画そのものにつきましては、総務部長から説明いたしましたように、今年度中に具体的な内容を定めておく必要がございますので、同時並行で考えざるを得ないという状況でございます。堤委員の方から統廃合あるいはコミュニティスクールのことがございましたが、そのことを踏まえたものにならないのはなぜかというお尋ねであろうかと思いますが、少し長寿命化計画の必要性あたりも踏まえた内容にするということが物理的に困難ということで切り離したものになっております。ただ、ご指摘の点について、統廃合は関係ないということではないと意識はしておりますので、総務部長申し上げました通り、統廃合が具体化すれば、この長寿命化計画は令和16年までという期間の長い計画でありますので、その中で修正していくというものであります。

(堤教育長職務代理者)

時間を含むいろいろな要素のために、これだけを切り離してやりますということでもろしいですね。

(土屋教育長)

現時点ではそうです。

(堤教育長職務代理者)

平成20年から平成29年の統廃合の問題は、いったん解決しているということですね。では、この後どういう計画で進んでいくのかという計画があれば教えてください。

(土屋教育長)

統廃合については、具体的なプランは持ち合わせておりませんが、令和2年度において、今後の統廃合の在り方を検討したうえで、施設一体型が可能かどうかあるいは既存の学校統廃合でいくのかどうか一定の結論をつけていきたいなと思っております。財源も必要になりますし、場所の問題もございますので、それが難しいということであれば学校校舎のありよう、適正学級数の問題として考えるのが原則ですが、そういう観点から学校施設の在り方を検討していくことについては、令和2年度あたりで方向性を決めていきたいなと思っております。

(堤教育長職務代理者)

ご説明わかりました。平成29年から約3年ほど空白になってますが、一度も教育委員会議の議題にもなっておりません。もし議題になっていなくても、内部で検討しているが、教育委員会議の議題にはなっておりませんということであれば、そのプロセスの報告がなければならぬと思いますが、一切ありません。東大阪市の教育をよくするという観点で教育委員会事務局だけのみなさんが話し合ってその結論を出し、その結論に向けて実行していくというのであればそれでいいと思います。けれども、私が非常に問題だと思っているのは、どのようなプロセスで結論を出しているのかというのが明確ではなく、わからないということです。何かをしようと思ったら、必ず検討委員会を立ち上げるとか、いろいろな調査を進めているとか、いつまでにどのようなことをやるのかとか。そういうロードマップが協議会で示されるないしは教育委員会議で議論され、議決をすることがあるべきだと思います。こんな重大な問題を3年間何もせず、長寿命化の話があったので今やらないといけないことだけをやります。それで東大阪市の教育がどのようによく変わっていくのだろうという思いがあります。今言ってる今ということはありませんから、長寿命化の話は、現段階では他の計画と同時に考えていくことはできないというのが結論であってはならず、統廃合の件、コミュニティスクールの件、まちの活性化の中で教育がどのような位置づけになっていくのか、この3点について今後きちんと議題にあげて議論していただけるようお願いいたします。

(土屋教育長)

今の堤委員のご意見として、我々としても検討して、何らかの形でお示ししたいと思います。

(堤教育長職務代理者)

よろしく申し上げます。

(秦委員)

長寿命化計画の話がでています。P 1 3 の 3 番の防災機能の強化ですが、小学校等が避難所になっているところがたくさんあります。こういう工事がされる際にバリアフリー化と一緒に予算を組んでして頂ければ、避難所としても便利に使っていただけると私自身思います。ご検討いただけるのであれば、よろしくをお願いします。

(北林教育総務部長)

委員おっしゃるように校舎が一次避難所となっておりますことから、体育館が避難してこられた方にとって快適な空間であることが望ましいということは、十分に理解しております。防災機能の強化でございますが、今本市では体育館照明の落下防止措置を進めておりますとともに、平成 3 0 年に発生した大阪府北部を震源とする地震の際の高槻市の事故を契機にブロック塀等を改修に行っております。道路に面するブロック塀につきましては、この後すぐ終わっていく予定にしておりますが、道路に面していない学校と民地の境界のブロック塀については難しい部分がありますが、3、4年でやっていきたいと考えております。ご指摘のバリアフリー等による防災機能の強化というところにつきましては、実施計画は5年でローリングするということを考えておりますので、体育館照明の落下防止とブロック塀の改修の後、バリアフリーに関する有利な交付金や補助金があるようでしたら、財政当局との予算の調整をして、盛り込むことを検討していきたいと考えております。

(堤教育長職務代理者)

議案第 1 5 号についてですが、内部組織の新旧対照表で教育総務部がなくなって、施設整備室ができるようになっております。部長級の学校施設整備監を設置することについて、ご説明していただけますか。

(山本教育政策室長)

部長職という形で今回できます施設整備室を総括的に見ていただく者です。これまで教育総務部にありました施設整備課の業務と、今回の G I G A スクールに伴います機器の調達であったり、無線 L A N の整備等多くの事業がありますので、その調整等のために部長職の学校施設整備監を設けています。

(堤教育長職務代理者)

施設整備室に部長職が来られるのであれば、なぜ部でないのか。2部制になった理由を説明していただけますか。

(山本教育政策室長)

当初、施設整備室は部次長級の直轄組織で考えておりました。その時は学校の老朽化対策等の観点から次長級の組織を考えておりましたが、その後、12月に国の方から G I G A スクール構想というものがでてまいりました。大規模な事業でありますので、当初教育の I C T 化を推進する目的で設置を検討していた教育 I C T 課という課組織で事業を行うのは難しいということで、その業務を施設整備室に統合して行うことといたしました。し

かし、それでは施設整備室の業務が大きくなりすぎるため、時限的に部長級の学校施設整備監を配置し、その管理を行わせるものでございます。

(堤教育長職務代理者)

教育総務部から学校給食課と教育管理課がなくなって施設整備課が残ると、施設整備室にして部長級を置くことがどう違うのか、教育総務部長にご説明いただきたいです。

(北林教育総務部長)

市長部局で申しますと、組織の担当をしているのは経営企画部でございます。人事の担当をしているのは行政管理部でございます。いわゆる組織を作りに行く経営企画部と、そこに人をあてはめていく行政管理部とは役割が違います。それを教育委員会にあてはめますと、組織を担当するのが教育政策室で、その組織に対して教育管理課が人を配置していくということです。教育総務部から学校給食課と教育管理課が抜ければ、施設整備課だけになるので同じ組織になるのではないかという質問だと思いますが、仮にそういう組織であればそういう人事をしていきますし、組織が決まった後、教育管理課として人を配置していくという役割分担で動いているところでございます。

(堤教育長職務代理者)

平たく言えば部長級を削減して、人件費を削減するというのが目的ということですか。

(北林教育総務部長)

人件費削減という説明に聞こえたのでしたら、申し訳ありません。組織が決められた後、人を配置していくのが教育総務部教育管理課の仕事でありますので、教育総務部から教育管理課を教育政策室に吸収して、学校給食課を学校教育部にするのであれば、教育総務部に施設整備課で1部1課で良かったのではないかとなるのであれば今と変わらないのではないかという質問に対して、そういう組織であればそれに対応した人事をしていく必要があるという答弁をさせていただいたというところです。

(堤教育長職務代理者)

何かをするときに目標を持たず、まして組織を改革するということにでも方針もなく、教育をよくすることができるのでしょうかと申し上げています。教育委員会事務局の都合ではなく、教育課題の解決するために組織が変わり、人も変わってくるということが必要ではないのかと思います。そこの部分が議論できていなくて、いきなり2部制やこのように組織が変わることにより、教育をどのようによくできるのか、という説明がない状況です。そのため、なぜこの組織改革があったのか理解できないでおります。ただ、変える以上はこのように教育が変わったとかよくなったとか、来年にはそのような報告を是非お願いしたいと思います。

(大原教育次長)

組織変更について、堤委員よりご意見いただきました。組織変更については、2つの考

え方があります。1つは行財政改革。できるだけ効率的な執行体制をしていかないといけないという思いと、もうひとつは、教育施策を充実拡充していかないといけないということです。今回の例でいきますと、G I G Aスクール構想や長寿命化対策をおりこんだ結果として、教育としては学校施設整備監という部長級のポストを置きながら対応していきたいと考えております。このことについて、どのような効果があったのか検証する時期がくれば検証していきたいと思っております。

(堤教育長職務代理者)

行財政改革が必要なのは、どこの市町村も同じだと思います。では、この新しい組織でどのような行財政改革ができるようになるのか。2部制になれば、3部制よりも支出が軽減されるのが当然だと思います。そうであれば、行財政改革にも叶っていると思います。でも、2部制になるのに時限的であっても部長級がつかないといけないというのであれば、なぜ2部制にされたのかわからなくなります。それでも変えずに事務局としてそのままいくのであれば、この改革によってこのようにこの点が改善しました、ということをご報告していただきたいと申し上げておきます。

(土屋教育長)

わかりました。そういうご報告ができるように全力を尽くしていきたいと思っております。

(土屋教育長)

他にございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第10号」から日程第11「報告第2号」までのうち、日程第4「議案第13号」、日程第5「議案第14号」及び日程第11「報告第2号中 臨時代理第4号」の3案件を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。日程第1「議案第10号」から日程第11「報告第2号」までのうち、日程第4「議案第13号」、日程第5「議案第14号」及び日程第11「報告第2号中 臨時代理第4号」の3案件を除く案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

(土屋教育長)

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より概要を一括報告)

○後援名義の使用承認

教育政策室	1 件
学校教育推進室	4 件
社会教育課	1 件
青少年スポーツ室	1 2 件
文化財課	1 件

(土屋教育長)

この際ですのでご質問ご意見等はございませんか。

(各委員)

(質問、意見等)

(土屋教育長)

他にございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、これから審議を行う日程第4「議案第13号 市立幼稚園及び高等学校教職員（管理職）退職の件」、日程第5「議案第14号 市立幼稚園及び高等学校教職員（管理職）異動の件」及び日程第11「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」のうち「臨時代理第4号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申（追加）の件」につきましては、非公開とさせていただきますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。また、非公開審議の件については、教育次長、学校教育部長、同部次長、教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いいたします。

※傍聴者退席

～ここから非公開審議～

(土屋教育長)

それでは、日程第4「議案第13号 市立幼稚園及び高等学校教職員（管理職）退職の件」、日程第5「議案第14号 市立幼稚園及び高等学校教職員（管理職）異動の件」及び日程第11「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」のうち「臨時代理第4号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申（追加）の件」についてご説明をお願いい

たします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。日程第4「議案第13号 市立幼稚園及び高等学校教職員（管理職）退職の件」につきましては、令和2年3月31日付けの退職について、議案書のとおり決定するものでございます。

続きまして、日程第5「議案第14号 市立幼稚園及び高等学校教職員（管理職）異動の件」につきましては、市立幼稚園及び高等学校教職員（管理職）の令和2年4月1日付けの人事異動について、議案書のとおり決定するものでございます。

続きまして、日程第11「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」のうち「臨時代理第4号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申（追加）の件」につきましては、市立義務教育諸学校教職員（管理職）の異動に係る内申を大阪府教育庁に対して行ったものの報告でございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定を賜われますようお願いいたします。

(土屋教育長)

それでは、日程第4「議案第13号」、日程第5「議案第14号」及び日程第11「報告第2号中 臨時代理第4号」の3案件につきまして何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(各委員)

なし。

(土屋教育長)

それでは、日程第4「議案第13号」、日程第5「議案第14号」及び日程第11「報告第2号中 臨時代理第4号」の3案件につきましては、原案のとおり可決及び承認することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。それでは、日程第4「議案第13号」、日程第5「議案第14号」及び日程第11「報告第2号中 臨時代理第4号」の3案件につきましては、原案のとおり可決及び承認することと決しました。

※ 退出していた他の出席説明員入室

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

令和2年4月定例会につきましては、令和2年4月20日(月)午後2時開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これをもちまして、令和2年3月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	秦 卓 宏